

令和6年12月2日
参考資料

住民監査請求の監査結果について

(警察職員の職務上の行為に基づく国家賠償請求事件に係る和解に関する件)

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別紙2のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を受理した日

令和6年10月2日

2 請求人

(略)

3 監査結果の決定日

令和6年11月29日

4 監査結果の概要等

監査結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり

(請求人の氏名及び住所は省略している。)

5 備考

請求人へ監査結果通知が到達したことを確認できた後に発表するため、監査結果の決定日と発表日が異なります。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 村上 電話 045-285-5053

副課長 新井 電話 045-285-5054

住民監査請求の結果の概要

(警察職員の職務上の行為に基づく国家賠償請求事件に係る和解に関する件)

住民監査請求の概要 (請求人の主張)

請求人は、令和6年3月28日に県が和解した国家賠償請求事件(以下「本件事件」という。)については、白バイ隊員Aの走行態様が国家賠償法第1条第1項の違法行為に該当し、かつAには故意があったため、知事は、Aに対し、和解金相当額の求償権を行使しなければならない、と主張している。また、県警が和解案①(本件事件の原告(控訴人)Bに謝罪し、10万円を支払う。)ではなく、支出額の多い和解案②(15万円を支払う。)を選択したことには、合理性に問題があることから、知事は、当時の県警本部長に対し、5万円の損害賠償請求権を行使しなければならない、と主張している。

1 監査の結果

令和6年10月2日に受理した住民監査請求について、令和6年11月29日、監査委員の合議により、本件監査請求には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 判断の理由(要旨)(別紙2 P15~P17)

国家賠償法の違法とは、職務上の行為がその目的を遂行する上で不必要であるか、又は予測される被害発生 of 具体的危険性の有無及び内容に照らし不相当であることを要する。

本件事件で問題とされた白バイ隊員Aの職務上の行為について、まず、第一車両通行帯から第二車両通行帯に進路変更した行為は、速度違反容疑車両を追尾するために、右後方を目視し原告(控訴人)Bのバイクとの安全を確認しつつ、赤色灯を点灯させながら周囲の安全を確保して行われており、交通取締りのために必要かつ相当だったと認められる。

次に、AがBの前方でブレーキを掛けた行為は、後方から警音器を鳴らし何事も叫んでいるBに対応するため、通常速度まで減速させ第二車両通行帯中の右寄りの位置を走行していたBのバイクと並走するように、左寄りの位置を走行したことに照らすと、市民応接として必要かつ相当だったと認められる。

そして、AがBと並走しながら「クラクションを鳴らすのは違反だ。あなたの方が煽り運転だ」

「公務執行妨害だぞ」という趣旨の発言をした行為は、注意喚起のため必要な発言だったと認められ、また、後続車両との追突事故発生の危険性も低く相当だったといえる。

さらに、白バイとBのバイクが転回路で転回後、停車したBに対し「ここは駐車禁止だ。移動しろ」等の発言をした行為は、停車した道路が駐車禁止の場所であり、大型車両も走行する交通量の多い道路であることに照らすと、道路交通の危険を予防するために移動を指示したことは必要かつ相当であったといえる。

以上のとおり、白バイ隊員Aの行為は、職務目的を遂行する上で不必要、又は被害発生の具体的危険性の有無及び内容に照らし不相当であったとはいえ、国家賠償法上違法とは認められない。

また、県警が和解案①（Bに謝罪し、和解金10万円を支払う。）ではなく、和解案②（和解金15万円を支払う。）を選択した判断については、和解案①を選択すると、今後、Aと同様の行為が国家賠償法上違法との見方をされ、それにより現場で交通取締り業務に従事する警察官が委縮してしまうなど警察業務に支障が生じるおそれがあることから、和解金の支払義務のみを認める和解案②を選択したのであり、Aの行為が国家賠償法上違法とは認められないことに照らすと、県警の判断には合理性が認められる。

よって、県は、Aに対する国家賠償法に基づく求償権及び県警本部長に対する損害賠償請求権をいずれも有しておらず、知事が不当に財産の管理を怠る事実は存在しないため、本件監査請求には理由がない。

監第 1186 号
令和 6 年 11 月 29 日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

令和 6 年 10 月 2 日に受理した住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から提出された令和 6 年 9 月 30 日付け請求書の内容

(原則、内容は原文のまま。ただし、警察職員及び国家賠償請求事件の原告 (控訴人) の氏名を、それぞれ A 及び B としている。)

第 1 請求

監査委員が知事に対し、以下の内容の措置を含め、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

- 1 知事が直江利克に 5 万円請求すること。
- 2 知事が A に 15 万円請求すること。

なお、直江は、令和 6 年 4 月 5 日当時、神奈川県警察本部長であった者であり、A は令和 4 年 10 月 4 日当時、交通機動隊員であった者である。

第 2 事実

ア 令和 4 年 10 月 4 日午後 12 時 56 分頃、B が大型バイクで横浜市磯子区内の国道を時速 60 キロで走行していたところ、同人の左後方から白バイに乗った A が B を追い越し、B の前に割り込んだ。さらに A は追い抜いて第 1 車線から第 2 車線に入る際、方向指示器を出さなかった為、B が警笛を 1 度、2-3 秒間鳴らしたところ、A は B に、「あおり運転だ。公務執行妨害だ。」と語気鋭く怒鳴り、言外に「逮捕するぞ」と言い放った。

その約2分後、Bが路肩にバイクを止め、カーナビを設定しようとしていたところ、Aが近づいて来て、「ここは駐車禁止だ。移動しろ。」と申し向けた。これに対し、Bは、「停車だ。停車は許される」旨、反論した。

イ Bはその夜以降、逮捕されるのではないかと恐怖に駆られ、不眠症となったという。

ウ Bは、令和5年1月12日、県に20万円の慰謝料を求める訴訟を提起したが、同年11月16日、横浜地裁は請求を棄却した。

エ Bは控訴し、東京高裁は令和6年2月27日、第1回口頭弁論で、和解を勧告した。その際、高裁は、Aの言動の一部は違法との心証を持っている旨を伝え、Bの希望する2つの和解案、すなわち、①県警がBに謝罪し、慰謝料10万円を支払う、②県警が慰謝料15万円を支払う、について、県に検討を求めた。

オ 県警は、②を選択した。その理由は、①の場合、謝罪の文言が和解条項に入ってしまう、望ましくない等であった。なお、謝罪の具体的な文言や方法を、Bは特定していなかった。

カ 令和6年3月28日、県警とBは東京高裁で和解し、同年4月5日、県警は、Bの銀行口座に15万円振り込んだ。

第3 県に生じた損害について

ア 5万円

県警が和解案①を選択していれば、県は10万円の支出で済んだ。県は、地方自治法2条14項や地方財政法4条1項により、最少の支出で最大の効果をあげるよう求められているのであるから、直江が②を選択したことに合理性があったかが問題となる。

直江は、①は、和解条項に謝罪の文言が書き入れられ、好ましくないと判断したが、県警が和解の道を選んだ以上、東京高裁の指摘を厳粛に受け止め、Aの言動についてBに謝罪するのは、社会通念上、当然であろう。Bが奇異な謝罪を求めている訳ではないのであれば、一般的な謝罪で済むと考えられ、以下のような謝罪文で、県警にどのような不都合が生じるのか。

令和4年10月4日、横浜市磯子区内の国道を走行中の貴殿の乗ったバイクを、Aの白バイクが、方向指示器を出すことなく、貴殿の左後方から貴殿を追い越し、貴殿の目前に割り込み、貴殿の鳴らした警笛に対し、Aが「あおり運転だ。公務執行妨害だ。」と語気強く申し向け、言外に「逮捕するぞ。」と言いつつ放った行為は、違法との指摘が、東京高等裁判所から示されました。神奈川県警察は上記東京高裁の指摘を厳粛に受け止め、Aの上記言動により貴殿が受けられた恐怖感や不安等に対し、おわびいたします。今後、県警は法令順守を徹底し、再発防止に努めてまいります。

この度は、申し訳ありませんでした。

イ 15万円

Aの違法な言動がなければ、和解金の支出はなかった。したがって、Aに故意または重過失があれば、知事はAに、求償権を行使しなければならない（国家賠償法

1条2項)。

Aが上記のような行動をとった理由を、県警は、Aはスピード違反車を追跡していたからだというのが、信用し難い。もしそうであれば、警笛を1度鳴らされたからといって、追跡を止め、Bに対し、「あおり運転だ云々。」と怒鳴ったというのは、不可解である。Aが正当な理由なく上記行為に及んだのであれば、同人には故意または重過失がある。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

- ・ 事実証明書A 令和5年1月12日付け訴状の写し
- ・ 事実証明書B 東京高等裁判所からの和解勧告に対する方針伺い(令和6年3月8日付け県警本部長決裁)の写し
- ・ 事実証明書C 令和6年3月28日付け和解調書の写し
- ・ 事実証明書D 和解金の執行伺票兼支出命令票(令和6年4月3日付け会計課長決裁)の写し

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和6年10月2日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、令和6年10月22日に事実証明書E及び事実証明書F、同月28日に事実証明書Gが追加提出された。

- ・ 事実証明書E 白バイとスピード違反者の位置関係を示した図(請求人作成)
- ・ 事実証明書F 白バイ等の進行経路を示した図(請求人作成)
- ・ 事実証明書G 令和6年1月11日付け控訴理由書の写し

(2) 陳述書の提出

請求人は、令和6年10月22日及び同月28日に陳述書を提出した。

(原則、内容は原文のまま。ただし、警察職員及び国家賠償請求事件の原告(控訴人)の氏名を、それぞれA及びBとし、自動車登録番号標(ナンバープレート)は略としている。)

ア 陳述書(令和6年10月22日受領)

1 請求2について

ア 県が15万円支払った原因はAの違法行為であるが、Aが「速度違反車両を

現認し、追尾しよう」と車線変更をしたという県警の記述は、嘘である。（事実証明書B、2枚目の「事案の概要」3行目。）。

速度違反車は、2台あった。白色の軽自動車スズキのアルト（略）と赤茶色の軽自動車（略）、ホンダのカスタム（略）で、Bのドライブレコーダーからすれば、12時56分23秒には2台とも速度違反である。白バイはサイレンを鳴らし、速度を上げて第1車線を直進し、まずカスタムに止まるよう指示し、アルトを追いかけ、「スズキのアルト、止まりなさい！」とAが怒鳴れば、普通、運転者は速度を落とす。こうして、2台の車を捕まえることができたのであり、白バイが12時56分33秒直後、第1車線から第2車線に入る必要はなかった。（事実証明書E）

イ あおり運転をめぐるAとBの口論後、白バイは第2車線を直進した後、右に曲がる枝車線に入って進んで行った。Bも、同じであった。しばらくして、白バイはUターンして戻ってきた際、Bが左側の隅にバイクを止めているのに気づき、AはBに近づき、手振りを交えて、「ここは駐車禁止だ。移動しろ。」と言い、Bは反論する2回目の口論となった。他方、速度違反車2台は、本線を進み続け、遙か彼方へ行ってしまった。Aは速度違反車のことなど、忘れていたのであろう。（事実証明書F）

ウ 以上から、Aは、速度違反車を捕まえることなど、はじめから考えていなかった。そして一番重要なのは、Aには、道路交通法28条1項に違反してまで、車線変更をする必要性はなかったことである。県の損害につき、Aは故意があった。

2 請求1について

法律が最少の支出で最大の効果をあげるよう求めていることに鑑みれば、10万円と謝罪で和解する方が、安上りである。謝罪に関し、土下座しろ等というのであれば別だが、Bはそのような謝罪を求めてはいなかった。直江は、県警本部長の権限を濫用した。

イ 陳述書（2）（令和6年10月28日受領）

1 Aの故意について

Aは、何故車線変更をしたのか。

Bの主張によれば、第1車線を時速48キロ程度で走行していたAを、時速60キロのBが第2車線で追い抜いたことにAは感情を害し、その仕返しとして、Bの前に割り込んで驚かせた。Bがクラクションを鳴らしたため、Aは激昂し、急ブレーキを踏んで、Bに白バイへの追突の恐怖を味合わせた（事実証明書G、13頁10行目以下）。なお、クラクションと急ブレーキの関係については、Aは認めているという（事実証明書A、4頁22-24行目）。そうであれば、Bの追い抜きと、Aの左側後方からの追い越しも、関係があるのではないか。

要するに、東京高裁が国家賠償法上違法であるとの心証を持ったと思われる左側後方からの追い抜き行為等は、大人げない動機によるものであり、速度違反車の追跡とは無縁であった。Aには、県の損害15万円につき、重過失というよ

り故意があった。

2 結論

以上の次第で、請求2は認められるべきである。

(3) 陳述の内容

請求人は、令和6年11月1日9時00分から神奈川県庁（以下「県庁」という。）新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった（原則、内容は発言のまま。ただし、国家賠償請求事件の原告（控訴人）の氏名をBとし、請求人の住所は略としている。）。

神奈川県警察の白バイが道路交通法に違反して、Bのバイクの左側後ろから追い抜く、追い越すという事件に端を発し、東京高等裁判所で、神奈川県とBが和解した、こういう事件がありました。この和解の内容というのは、神奈川県警が白バイの行為の違法を認めた上で、15万円を支払う、という内容でした。

そこで、もし白バイの隊員に、故意または重大な過失があると認められる場合には、神奈川県はこの白バイ隊員に対して15万円の求償をする、求償権を持つと、こういうことになると思います。

そこで、問題は、なぜ白バイが道路交通法に違反してまでBのバイクを左側から追い越したのか。白バイの隊員が、道路交通法の規則を知らないわけではない。そこで、白バイ隊員の動機、目的は何だったのかということが問題になると思います。

この点について、神奈川県警察の説明は、白バイ隊員がスピード違反の車を発見したと、そして、その車を追跡するために、第1車線から第2車線に車線を変更した際に起きてしまったと、こういう説明をしています。

なお、この説明は、神奈川県議会の防災警察常任委員会においてもしております。

しかし、私は、この説明は説明になっていない、ごまかしであると、嘘であると思っています。そこで、事実証明書のE、ドライブレコーダーから作成された画面を見ていただければ、少しは私の言わんとしていることがわかってもらえるかなと、こういうふうに思います。

まず、スピード違反の車とは何なのかと、どれなのかと。事実証明書の一番上の画面を見ますと、第1車線の上の方に白い車が見えます。小型の車、スズキのアルトなんだそうです。もしこのアルトがスピード違反の車であるとする、白バイは映っておりませんが、第1車線の後ろ側にいるわけですから、第1車線をまっすぐこのアルトに向かって走っていけば追いつく、そして止まらせることができる。こういうことになります。ですから何も第2車線に車線を変更する必要はないわけです。

もし仮に、スピード違反の車が別の車であるとする、イ、ウ、エに映っているですね、左側第1車線に見える、赤黒いといいますか、赤茶色といいますか、やはりこの小型車なんです。その車がスピード違反であるというのであれば、やはり第1車線を走っているわけですから、白バイはその車を追いかけて第1車線を追いかければいいわけで、第2車線に入る必要はないわけです。

3番目の過程として、もし、スピード違反の車があくまでも白色アルトであるとすると、そして、赤黒い車が白バイの後ろから白バイを追い抜いて前に出てきたと。そして、この白色アルトの後ろに入り込んでしまったと仮定する。その場合は白バイにとっては、この赤黒い車が、ホンダのカスタムか何か知りませんが、邪魔になると。その場合はどうなるかと。やはり白バイはサイレンを鳴らし、赤色のランプを点灯させながら第1車線を走り、そして拡声器で道を譲ってください道を譲ってくださいと。こう言えば、小型車は左に寄る。そしてスピードを落とす、これが一般的だと思います。

実は私、(略)に住んでいますけども、よくですね、救急車や消防車がサイレンを流しながらですね、ピーポーピーポーと言わしながら、拡声機で道を譲ってください道を譲ってくださいと、大きな声で言ってるんです。その様子を見てみますと、当然ほとんどの車が止まって左側に寄る、通りやすくしてある。それだけではないと。歩道を歩いている人もほぼ止めてですね、この救急車の方を見ていると、これが一般的な反応ではないかと思えます。

そうであれば、当然この前にですね、この赤黒い車も、道を譲ってください、サイレンが鳴ってる、赤いのも点灯してるとなれば、スピードをゆるめて左側に寄る。そして、小型車であるから、小型車の右端と第1車線の右側の間にはスペースがあるわけですね。そして、幸運というか、パトカーではなくて白バイだと。だからその間をまっすぐ進めば、このアルトに、白色のアルトに追いつくことはできるわけです。

これはですね、この言葉で言うと、先ほど言いましたようにわかりにくい。実際にこのDVDというかドライブレコーダーを見てみるとよくわかる。私も見たんですけど、とにかく、そういうことで、第2車線に入り込む必要はないわけなんです。

だから、この県警が説明してるように、スピード違反の車を見つけたから第1車線から第2車線に白バイが入ったんだなというのは、これは到底信じられない、説明になっていないと、こういうふうに私は思います。

すなわち、結論として、公務執行のために白バイがあえて道路交通法に違反してまで車線を変えて、さらにはBの左側後ろから追い抜いてですね、直前に割り込むということは考えられないと。他に動機、目的があったのではないかと、いやあったはずだと。こういうふうに私は思います。

それはもちろん、白バイ隊員の人に聞いてみなければわからないけども、しかし、ヒントは、それは裁判の当事者であったBの主張、Bの意見です。それは、東京高等裁判所に提出された控訴趣意書の中に詳しく書いてあるわけなんですけども、Bの言い分としては、主張としては、白バイがこのような行動をとった動機、目的は、スピード違反の車がどうのこうのとか追跡するなというのとは全く関係ない、全くの個人的、私的な感情からのものであると、こういう主張をされてるわけですね。それはどういうことかという、そもそもの事の始まりは、第2車線をBが時速60キロで走っていたと。第1車線を、パトカーが48から50キロ程度、少し遅い速度でこう走っているというんですね。そして、白バイの方が先の前の方にいたと。それを60キロのBが第2車線で距離を縮めて、そして追い抜いてしまう。当然そうなりますね、

スピードが違うんですから。それがこの第1車線にいた白バイには気に入らなかったと、気分を害したと。白バイを追い抜いたというんですね。そこにこの白バイが、この敵を討つ、仕返しをするために考えたのが、この第1車線の前をスイスイと走っているこのアルトであると、アルトにしたら迷惑だろうと思うけども、アルトがいたと。だからこのアルトをスピード違反の車に仕立て上げて、そのアルトに向かって白バイがスピードを上げて走っていく。そして、その途中で第2車線のこのBに追いつくまでに行くと。そしてこの絶妙のタイミングをねらって、第2車線に入って、Bのバイクを左側から追い越したと。これが真相なんだというのが、Bの主張なわけです。

私はこの主張を読んだとき、最初は、いやこんなことがありうるだろうか。ちょっと信じがたいなという気持ちで読みました。

そこで私は、つい2週間前、10月の16日ですけども、このBが甲1号証、甲2号証として、横浜地方裁判所にドライブレコーダー、自らのドライブレコーダーを証拠として提出されています。それがここの一部なんですけど、この事実証明書のイ、それを実際にこの建物の二階、情報公開室でみました。県警本部本部長に情報公開を請求して、公務執行の行為を見せて欲しいと。見た。そして、わかったのは、この書面を読んだだけではわからないことが幾つかわかったと。それは何かというと、第2車線にこの白バイが入ってきて、割り込んできて、この口論が生じた。煽り運転だ。公務執行妨害だ、逮捕するぞ。職務濫用だという口論が発生した。

そのあとどうなったのかと。この両者の白バイとBの間の口論が一段落したところで、白バイは第2車線をまっすぐ進み始めた。Bも少し遅れて、白バイの後を追いかけるような形で、第2車線を進んでいったと。第2車線はまっすぐ伸びているんだけども、少ししたところで、さらにまっすぐ伸びる本線と、右側へ大きく曲がる枝の線に分かれる。これが私、初めてDVDを見てわかった。白バイは枝の線に走っていた。中に入った。そのあとBも枝の線に入っていた。

アルトやカスタムはどうか、第1車線や第2車線はまっすぐまっすぐまっすぐと、北海道の方に向かって、走っていたと、右と左への泣き別れだ。そしてどうなったかという、白バイはしばらくしてから、何か間違ったのかなというような感じですね、このUターンして帰ってきたと。

そこで私はこのUターンしてきた白バイが元に戻って、第1車線第2車線をまたまっすぐ行ってアルトなどを追いかけるのかなと思ってた。

(請求人に陳述の制限時間が経過したことを告知)

はい。とにかくDVDを見てもらえば、このBの言うことにも一理ある。もう1つ、もう1分くらい。

最後の点、この第1の点5万円ですね。10万円プラス謝罪と、そしてこの15万円での謝罪。どちらが安上がりか。

私は、10万円プラス謝罪の方だと思う。この謝罪というのも、特に奇抜なことを言っておられるわけではないと、土下座しろというようなことを言っているわけではないと。

そうであれば、地方財政法の4条1項、必要かつ最少の限度を超えて、お金を支出

してはならないと。県警本部長は、裁量権を逸脱したと、濫用したというふうに私は思っています。どうもすいませんでした。以上で終わります。

2 監査対象事項の特定

請求人は、本件監査請求において、以下のとおり主張していると認められる。

令和6年3月28日に県が和解した国家賠償請求事件（以下「本件事件」という。）については、警察職員Aの職務上の行為が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の違法行為に該当し、かつAには故意があったため、知事は、Aに対し、同条第2項に基づき和解金相当額15万円の求償権を行使しなければならない。

また、県警が和解案①（Bに謝罪し、和解金10万円を支払う。）ではなく、和解案②（和解金15万円を支払う。）を選択したことについては、地方公共団体が最小の支出で最大の効果を挙げるよう求められていることに照らし、合理性に問題があることから、知事は、当時の神奈川県警察本部長（以下「県警本部長」という。）に対し、5万円の損害賠償請求権を行使しなければならない。

こうした請求人の主張を踏まえ、監査の実施に当たっては、Aの職務上の行為が国家賠償法上違法と認められるか否か、違法と認められる場合は当該行為につきAに故意又は重大な過失が認められるか否か、和解案②を選択した県警の判断に合理性が認められるか否かについて調査し、知事がAに対する求償権の行使及び県警本部長に対する損害賠償請求権の行使を不当に怠る事実の有無について監査することとした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件事件における県の指定代理人であった県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）及び県警察本部警務部監察官室（以下「監察官室」という。）を選定した。そして、令和6年10月31日15時から県庁新庁舎3階第2監査室において交通指導課の職員調査を実施し、本件事件に係る警察職員Aの職務上の行為について聴取を行うとともに、同日15時45分から同室において監察官室の職員調査を実施し、和解案②を選択した県警の判断過程について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

交通指導課及び監察官室の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 交通指導課

ア 警察職員Aが第一車両通行帯から第二車両通行帯に進路変更した行為は、どのような目的及び態様によって行われたか

交通取締り用大型自動二輪車（以下「本件白バイ」という。）を運転していたAは、前方で加速していく速度違反が疑われる車両を現認したことから、赤色灯を点灯し右側の方向指示器を点滅させるとともに、右後方を目視して、本件白バイの第

二車両通行帯への進路変更を妨害するような距離を保っていた本件事件原告（控訴人）Bのバイクとの安全を確認しつつ、速度違反車両を追尾するために加速しながら第一車両通行帯から第二車両通行帯に進路を変更した（以下「本件進路変更」という。）。

イ 本件進路変更について、本件事件原告（控訴人）Bは、「直前に割り込んだ」「危険な車線変更」に当たり「Bの生命を危険に晒した」と訴状に記載しているが、当該行為は、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らし相当だったといえるか

Aは第一車両通行帯を時速約 60 キロメートルで進行していたところ、Bのバイクが第二車両通行帯を、Aから死角になる右後方の位置を維持しつつ、Aの運転する本件白バイの加減速に合わせて同速度で走行する様子を認めた。

そしてBのバイクはしばらくの間、本件白バイの右後方の位置での走行を維持した後、加速して本件白バイを追い抜いたため、Aは第二車両通行帯に進路変更した上で、前方を走行中のBのバイクが速度超過違反をしていないか確認するため、Bのバイクの追尾を開始したところ、Bのバイクはやや速度を落とし、法定速度である時速 60 キロメートルを維持して進行したことから、Bのバイクの追尾を打ち切り、再び第一車両通行帯に進路変更した。

そうしたところBのバイクは、第二車両通行帯の走行を維持したまま時速約 40 キロメートルに減速したため、次第に第一車両通行帯を走行する本件白バイと第二車両通行帯を走行するBのバイクとの間隔が接近し、最終的には第一車両通行帯を走行する本件白バイが第二車両通行帯を走行するBのバイクを追い抜くような状態となり、その後、Bのバイクは再び本件白バイの死角に当たる右後方約 15 メートルの位置の第二車両通行帯において、本件白バイの速度に合わせて走行し始めた。

このようなBのバイクの走行状況から、AはBが故意に本件白バイの死角を保ちながら走行することで、本件白バイの動きを制限し、本件白バイによる交通取締り活動を妨害する意図を持っているのではないかと疑い始めたところ、ちょうどその頃、Bのバイクとは別の車両が前方で加速していく状況を現認したことから、速度超過違反車両の取締りとして、赤色灯の点灯、方向指示器の点滅及び目視で右後方の安全確認をして加速しながら進路を変更した（本件進路変更）ところ、Bのバイクは急加速して本件白バイに後方から急接近したものであり、本件進路変更は、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らして相当であったと考える。

ウ 警察職員Aが本件事件原告（控訴人）Bの前方でブレーキを掛けた行為は、どのような目的及び態様によって行われたか

Aが本件進路変更をしたところ、後方からBのバイクが加速して本件白バイに急接近し、警音器を鳴らしてAに何事か叫んでいたため、Bのバイクに対応するた

めに他の速度超過違反容疑車両の追尾を断念し、ブレーキを掛けて通常の数度に減速したものである。

エ 前記ウの警察職員Aがブレーキを掛けた行為について、本件事件原告（控訴人）Bは、「BがAに追突する危険を生じさせた」と訴状に記載しているが、当該行為は、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らし相当だったといえるか

Aは、Bのバイクが加速し、警音器を吹鳴させながら、更にAに対し何事かを叫んできたため、その対応が必要と判断し、ブレーキを掛けて減速したものであり、その際本件白バイは第二車両通行帯の左寄りの位置を、Bのバイクは同通行帯の右寄りの位置を走行して、両車両が並走するようになったという位置関係であった上、Bのバイクに追突事故を生じさせるような著しい急ブレーキを掛けたものではなく、また、Bが本件白バイに対し警音器を吹鳴の上、何事かを叫んだことにより、他の速度超過違反容疑車両の追尾を断念せざるを得なくなった原因を作ったことから、Bに対応するために通常の数度にまで減速したのであって、当該行為は、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らして相当だったと考える。

オ 本件事件原告（控訴人）Bは、警察職員Aから「クラクションを鳴らすのは違反だ。あなたの方が煽り運転だ」「公務執行妨害で逮捕するぞ」と威圧脅迫された、と訴状に記載しているが、このことに対する認否及び当該発言が職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らし相当だったといえるか

Aは、「クラクションを鳴らすのは違反だ。あなたの方が煽り運転だ」や「公務執行妨害だぞ」の趣旨の発言はしているが、「逮捕するぞ」とは述べていない。また、威圧脅迫した事実もない。

Aは、Bが本件白バイの死角になる角度で、かつ、本件白バイが第二車両通行帯に進路変更しにくい距離を保ちながら走行することで、Bが本件白バイの動きを制限し、本件白バイによる交通取締り活動を妨害する意図を持っているのではないかと疑いはじめていた。

その後、他の速度違反容疑車両を追尾することとし、赤色灯を点灯し右側の方向指示器を点滅させるとともに、右後方を目視して、本件白バイの第二車両通行帯への進路変更を妨害するかのような距離を保っていたBのバイクとの安全を確認しつつ、第一車両通行帯から第二車両通行帯へと進路変更したところ、Bはバイクを急加速させて、警音器を吹鳴しながら本件白バイ後方から接近しつつ、何事か叫んできたため、Bが本件白バイによる交通違反の取締りに対して、公務の執行を妨害する意図を持っていると認め、故意に本件白バイへ衝突させるなどした場合は公務執行妨害になることから、Bに対し、これ以上、しつように本件白バイに付きまとうような行為をしないように注意喚起したものであり、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らして相当だったと考える。

カ 本件事件原告（控訴人）Bは、警察職員Aが「周囲の交通より明らかに遅い速度でBの前を走行し、Bが後続車に追突される危険な状況に、2度、陥れ、Bの生命を危険に晒した」と訴状に記載しているが、当該行為は、どのような目的及び態様によって行われたか。また、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らして相当だったといえるか

Aは、前記エ及び前記オのとおり、Bが警音器を鳴らしてAに何事か叫んでいたため、Bのバイクに対応するためにやむを得ず通常の数に減速したものである。

前記オのとおり、Aは、Bが本件白バイによる交通違反の取締りに対して公務の執行を妨害する意図を持っていると認め、故意に本件白バイへ衝突させるなどした場合は公務執行妨害になることから、Bに対し、これ以上、しつように本件白バイに付きまとうような行為をしないように注意喚起するため減速したものであり、また、同一車線上の左寄りに本件白バイ、右寄りにBのバイクが走行しており、両車両の位置関係や速度、車間距離から危険は認められず、さらには、本件事実発生時は昼間時間帯で天候も晴れであり、他車両から視界を妨げる状況はなく、本件白バイにあっては赤色灯を点灯している状況から他車両からの視認性も確保されており、当該行為は、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らして相当だったと考える。

キ 本件事件原告（控訴人）Bは、警察職員Aから「クラクションを鳴らすのは、煽り運転だ。白バイの邪魔をするのは、公務執行妨害だ」「ここは駐車禁止だ。移動しろ」と再度しつこく威圧脅迫された、と訴状に記載しているが、このことに対する認否及び当該発言が職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らし相当だったといえるか

「クラクションを鳴らすのは、煽り運転だ。白バイの邪魔をするのは、公務執行妨害だ」「ここは駐車禁止だ。移動しろ」との趣旨の発言はしているが、威圧脅迫した事実はない。

「クラクションを鳴らすのは、煽り運転だ。白バイの邪魔をするのは、公務執行妨害だ」との発言は、BがAに対し「煽り運転だ。」などと大声で叫びだしたため、また、前記オのとおり、Bの走行態様等がAの公務の適正な執行に影響を与えていたため、Bに対し、これ以上、しつように本件白バイに付きまとうような行為をしないように注意喚起したものであり、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らして相当だったと考える。

さらに、AはBのバイクをやり過ごすために転回路で転回し、車道上で停車したところ、Bのバイクも転回路で転回し、本件白バイの前方に停止するなど、Bが継続してAの公務を妨害する意図を持っていることが認められ、Bの一連の行為が継続されれば、公務の執行がさらに妨害されるおそれがあったこと、Bの停車した場所は交通の往来が顕著な道路であり道路交通の危険があったことから、危険を防止するとともにBの更なる妨害行為を防止するために、「ここは駐車禁止だ。移動しろ」と発言したのであって、職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況

に照らして相当だったと考える。

(2) 監察官室

ア 請求人は、「県警が和解案①を選択していれば、県は 10 万円の支出で済んだ」「最小の支出で最大の効果をあげるよう求められているのであるから、直江が②を選択したことに合理性があったかが問題となる」と主張しているが、県警は、どのような理由で和解に応じ、また和解案②を選択したのか

第一審は、県警の主張を認め、Bの請求を棄却したが、控訴審では、裁判官から本件白バイの走行態様に国家賠償法上の違法があるとの心証が示された。ただし、控訴審裁判官は、A及びBの「DVDが全てだ」と述べるにとどまり、その内容を具体的に明らかにしていない。

県警は、警察職員Aの職務上の行為は適正な行為と考えているが、和解に応じない場合は、県敗訴の控訴審判決が言い渡される可能性があり、その場合は民事訴訟法（平成8年法律第109号）第312条第1項、第2項で定める上告理由が存在しないと判断されるおそれもあるため、当該判決が確定するおそれが高く、現場で交通取締り等に従事する警察官が委縮してしまうなどの警察業務に与える影響を考慮し、和解に応じることとした。

もっとも、Aの職務上の行為の非を認めBに謝罪する内容を含んでいる和解案①を選択すれば、今後、Aと同様の行為が国家賠償法上違法との見方をされ、それにより現場で交通取締り等に従事する警察官が委縮してしまうなどの警察業務に支障が生じるおそれがあることから、和解金の支払義務のみを認める和解案②を選択した。

イ 請求人は、「知事は白バイ隊員に、求償権を行使しなければならない」と主張しているが、県警は、どのような理由で国家賠償法第1条第2項に基づく和解金相当額 15 万円の求償権を当該隊員に行使しなかったのか

国家賠償法第1条第2項で公務員が求償を受けるのは、故意又は重過失があった場合に限られる。

昭和32年7月9日最高裁判所第三小法廷判決において、失火ノ責任ニ関スル法律（明治32年法律第40号）の重過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」ものであり、国家賠償法第1条第2項にいう重過失についてもこれと同様に解することができる。と考える。

しかるに、本件については、警察職員Aの過失の有無について、判決により公務員の故意又は重過失が認定されているものでなく、求償権の行使はそぐわないため。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による交通指導課及び監察官室からの説明、提出書類等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件事件における警察職員Aの職務上の行為について

ア 警察職員A及び本件事件原告（控訴人）Bのドライブレコーダー、並びに「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 交通指導課－ア 警察職員Aが第一車両通行帯から第二車両通行帯に進路変更した行為は、どのような目的及び態様によって行われたか」のとおり、第一車両通行帯を本件白バイで走行していたAは、前方で加速していく速度違反が疑われる車両を現認したことから、これを追尾するために、右後方を目視して第二車両通行帯を走行するBのバイクとの安全を確認しつつ、本件白バイの赤色灯を点灯させながら本件白バイを加速させて、Bのバイクの数メートル前方で第二車両通行帯に進路変更した（以下「本件進路変更」という。）。
なお、Aのドライブレコーダーのとおり、本件進路変更の際に、本件白バイのメーターパネルに方向指示器のサインが一瞬だけ点滅表示されている。

イ A及びBのドライブレコーダー並びに「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 交通指導課－ウ 警察職員Aが本件事件原告（控訴人）Bの前方でブレーキを掛けた行為は、どのような目的及び態様によって行われたか」のとおり、Aは、本件進路変更したところ、後方からBが警音器を鳴らしてAに何事か叫んだため、Bに対応するために他の速度超過違反容疑車両の追尾を断念し、加速させていた本件白バイにブレーキを掛けて通常の数メートルまで減速させた。この際、本件白バイは第二車両通行帯中の左寄りの位置を、Bのバイクは第二車両通行帯中の右寄りの位置を走行していた。

ウ A及びBのドライブレコーダー並びに「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 交通指導課－オ 本件事件原告（控訴人）Bは、警察職員Aから「クラクションを鳴らすのは違反だ。あなたの方が煽り運転だ」「公務執行妨害で逮捕するぞ」と威圧脅迫された、と訴状に記載しているが、このことに対する認否及び当該発言が職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らし相当だったといえるか」のとおり、Aは、Bが警音器を鳴らして何事か叫んできたため、他の速度超過違反容疑車両の追尾を断念して、本件白バイを減速させBのバイクと並走しながら、Bに対し、「クラクションを鳴らすのは違反だ。あなたの方が煽り運転だ」という趣旨の発言をした。そして、Aは、本件白バイを加速させてBのバイクの前方を走行しだしたところ、Bがなおも何事か叫んできたため、再度本件白バイを減速させてBのバイクと並走すると、Bに対し「公務執行妨害だぞ」という趣旨の発言をした。

また、Bのドライブレコーダーのとおり、第二車両通行帯を走行していたBのバイクの後続車両は、本件白バイとBのバイクが並走し始めた時点ではBのバイクとの車間距離が約 20 メートルあり、並走によって車間距離が約 15 メートルに縮

むと第一車両通行帯へ進路変更した。

エ A及びBのドライブレコーダーのとおり、Aは、前記ウの後、本件白バイを加速させて第二車両通行帯を走行し、転回路で転回すると第一車両通行帯の左端にハザードランプを点滅させて本件白バイを停車させたが、本件白バイの後方を走行していたBのバイクが約30メートル先の第一車両通行帯の左端に停車すると、AはBのバイクの横まで本件白バイで近づいた。

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 交通指導課－キ 本件事件原告（控訴人）Bは、警察職員Aから「クラクションを鳴らすのは、煽り運転だ。白バイの邪魔をするのは、公務執行妨害だ」「ここは駐停車禁止だ。移動しろ」と再度しつこく威圧脅迫された、と訴状に記載しているが、このことに対する認否及び当該発言が職務遂行のために必要かつ当時の経緯・交通状況に照らし相当だったといえるか」とおり、Aは、Bのバイクの横まで本件白バイで近づくと、Bが再び「煽り運転だ。」などと大声で叫び出したため、Bに対し「クラクションを鳴らすのは、煽り運転だ。白バイの邪魔をするのは、公務執行妨害だ」という趣旨の発言をし、さらに「ここは駐車禁止だ。移動しろ」との趣旨の発言をした。

なお、A及びBのドライブレコーダーのとおり、本件白バイとBのバイクが停車した道路は、駐車禁止の場所であり、海上コンテナトレーラーやダンプ車、タンクローリーといった大型車両も走行する交通量の多い道路である。

(2) 本件事件に係る訴訟の経過について

第一審判決は、前提となる事実、警察職員A及び本件事件原告（控訴人）Bのドライブレコーダー及び弁論の全趣旨によって認定した事実に基づき、Aの職務上の行為が国家賠償法第1条第1項の違法な行為に該当すると認めることはできないとして、Bの請求を棄却した。

一方、監察官室から提出された事件記録では、控訴審裁判官は、第一審判決が検討したAの職務上の行為について、本件白バイの走行態様に問題があり国家賠償法上の違法があるとの心証を開示したが、その内容については、A及びBの「DVDが全てだ」と述べるにとどまり具体的に明示していない。

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 監察官室－ア 請求人は、「県警が和解案①を選択していれば、県は10万円の支出で済んだ」「最小の支出で最大の効果をあげるよう求められているのであるから、直江が②を選択したことに合理性があったかが問題となる」と主張しているが、県警は、どのような理由で和解に応じ、また和解案②を選択したのか」とおり、県警は、Aの職務上の行為を適正な行為と考えているが、和解に応じない場合は、県敗訴の控訴審判決が言い渡され確定してしまうおそれが高かったため、和解勧告に応じることとし、Aの行為の非を認めBに謝罪する内容を含む和解案①を選択すると、今後、Aと同様の行為が国家賠償法上違法との見方をされ、それにより現場で交通取締り業務に従事する警察官が委縮してしまうなど警察業務に支障が生じるおそれがあると考えて、和解金の支払義務のみを認める和解案②を選択した。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、知事が警察職員Aに対する国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使を怠っているか否か、県警本部長に対する損害賠償請求権の行使を怠っているか否かについて、以下のとおり判断した。

本件監査請求において、請求人は、令和6年3月28日に県が和解した国家賠償請求事件（以下「本件事件」という。）については、Aの職務上の行為が国家賠償法第1条第1項の違法行為に該当し、かつAには故意があったため、知事は、Aに対し、和解金相当額の求償権を行使しなければならない、と主張している。

また、県警が和解案①（Bに謝罪し、和解金10万円を支払う。）ではなく、和解案②（和解金15万円を支払う。）を選択したことについては、地方公共団体が最小の支出で最大の効果を挙げるよう求められていることに照らし、合理性に問題があることから、知事は、県警本部長に対し、5万円の損害賠償請求権を行使しなければならない、と主張している。

(1) 国家賠償法第1条第1項の違法について

国家賠償法第1条第1項は、「公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」とし、同条第2項において、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」と規定されている。

国家賠償法の違法性について、昭和61年2月27日最高裁判決は、パトカーの追跡から車両で逃走する者が第三者に損害を惹起した事案において、パトカーの追跡行為が違法というためには「追跡が職務目的を遂行する上で不必要であるか、又は逃走車両の逃走の態様及び道路交通状況等から予測される被害発生の具体的危険性の有無及び内容に照らし、追跡の開始・継続若しくは追跡の方法が不相当であることを要する」と判示している。

(2) 警察職員Aの職務上の行為が国家賠償法上違法と認められるか

「1 認定した事実-(2) 本件事件に係る訴訟の経過について」のとおり、第一審判決は、Aの職務上の行為が違法な行為に該当するとは認められないとして、原告Bの請求を棄却した一方で、控訴審裁判官は、本件白バイの走行態様に問題があり国家賠償法上の違法があるとの心証を開示したが、その内容については、A及びBの「DVDが全てだ」と述べるにとどまり具体的に明示していないため、「1 認定した事実-(1) 本件事件における警察職員Aの職務上の行為について」に基づき次のとおり判断した。

ア 第一車両通行帯を本件白バイで走行していたAが第二車両通行帯に進路変更した行為（以下「本件進路変更」という。）は、「1 認定した事実-(1) 本件事件における警察職員Aの職務上の行為について-ア」のとおり、速度違反の疑われる車両

を追尾するために、右後方を目視して第二車両通行帯を走行するBのバイクとの安全を確認しつつ、赤色灯を点灯させながら周囲の安全を確保して行われており、速度違反車両の取締りのために必要かつ相当だったと認められる。

イ 本件進路変更後にAがBの前方でブレーキを掛けた行為は、「1 認定した事実- (1) 本件事件における警察職員Aの職務上の行為について-イ」のとおり、Aに向かって後方から警音器を鳴らし何事か叫んで危急の様子を示しているBに対応するため、本件白バイにブレーキを掛けて通常の数まで減速させ、第二車両通行帯中の右寄りの位置を走行していたBのバイクと並走するように左寄りの位置を走行したことに照らすと、市民応接として必要かつ相当だったと認められる。

ウ AがBのバイクと並走しながら、Bに対し、「クラクションを鳴らすのは違反だ。あなたの方が煽り運転だ」「公務執行妨害だぞ」という趣旨の発言をした行為は、「1 認定した事実- (1) 本件事件における警察職員Aの職務上の行為について-ウ」のとおり、Bが後方から警音器を鳴らしAに何事か叫んだため、Aは他の速度超過違反容疑車両の追尾を断念してBに対応したこと、本件白バイを加速させBの前方を走行しようとするAに対し、Bがなおも何事か叫んできたことに照らすと、Bの走行態様等がAの公務の適正な執行に影響を与えていたということができ、注意喚起のために発言の必要があったといえる。また、当該発言は、本件白バイとBのバイクが並走しながら行われたこと、後続車両との車間距離も、本件白バイとBのバイクが並走し始めた時点で約20メートルあり、後続車両が第一車両通行帯へ余裕をもって進路変更していることに照らせば、追突事故発生の危険性は低いいためAの行為は相当であったといえる。

エ 本件白バイとBのバイクが転回路で転回後、停車したBに対し「クラクションを鳴らすのは、煽り運転だ。白バイの邪魔をするのは、公務執行妨害だ」「ここは駐車禁止だ。移動しろ」という趣旨の発言をした行為は、「1 認定した事実- (1) 本件事件における警察職員Aの職務上の行為について-エ」のとおり、AがBのバイクの横まで本件白バイで近づくと、Bが「煽り運転だ。」などと大声で叫びだしたため、前記ウ同様に注意喚起のために発言したと認められ、また、停車した道路が、駐車禁止の場所であり、海上コンテナトレーラーやダンプ車、タンクローリーといった大型車両も走行する交通量の多い道路であることに照らすと、道路交通の危険を予防するためにBに移動を指示したことは必要かつ相当であったといえる。

以上のとおり、Aの行為は、「(1) 国家賠償法第1条第1項の違法について」で述べた昭和61年2月27日最高裁判決の基準に照らし、職務目的を遂行する上で不必要、又は被害発生 of 具体的危険性の有無及び内容に照らし不相当だったとはいえず、国家賠償法上違法とは認められない。

したがって、Aに故意又は重大な過失が認められるか否かを検討するまでもなく、県はAに対する求償権を有していないため、知事が求償権の行使を怠る事実は存在しない。

(3) 和解案②を選択した県警の判断に合理性が認められるか

本件監査請求において、請求人は、県警が和解案①（Bに謝罪し、和解金10万円を支払う。）ではなく、和解案②（和解金15万円を支払う。）を選択した判断には合理性に問題がある、と主張している。

しかしながら、「1 認定した事実-(2) 本件事件に係る訴訟の経過について」のとおり、県警は、Aの職務上の行為を適正な行為と考えているが、和解に応じない場合は、県敗訴の控訴審判決が確定してしまうおそれが高かったため、和解勧告に応じることとし、Aの行為の非を認めBに謝罪する内容を含む和解案①を選択すると、今後、Aと同様の行為が国家賠償法上違法との見方をされ、それにより現場で交通取締り業務に従事する警察官が委縮してしまうなど警察業務に支障が生じるおそれがあることから、和解金の支払義務のみを認める和解案②を選択したのであり、また、「(2) 警察職員Aの職務上の行為が国家賠償法上違法と認められるか」で判断したとおり、Aの行為が国家賠償法上違法とは認められないことに照らすと、和解案②を選択した県警の判断には合理性が認められる。

したがって、県は県警本部長に対する損害賠償請求権を有していないため、知事が損害賠償請求権の行使を怠る事実が存在しない。

3 結論

以上のことから、Aに対する求償権及び県警本部長に対する損害賠償請求権を有せず、知事が不当に財産の管理を怠る事実が存在しないため、本件監査請求には理由がない。